

## 特定調達品目検討に当たっての基本的考え方（案）

### 1. 「基本方針」に定める基本的考え方

#### (1) 検討に当たっての主要な観点及び対象品目の考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は、以下のとおりとする。

##### ① 物品等の品質等の一般的な事項を満足していること

- ・品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的な事項を満足していること
- ・環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、又は、普及による低減が見込まれること

##### ② 環境負荷低減効果が確認できること

- ・客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
- ・数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、及び独立行政法人及び特殊法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案について場合は、原則として検討の対象から除外されることとなる。ただし、環境性能に優れた環境物品等であって、国等が率先してこれらの物品等を調達する必要がある場合には、特定調達品目に追加すべきか検討するものとする。

- ・国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないもの。ただし、環境性能に優れた環境物品等であって、国等が率先してこれらの物品等を調達する必要がある場合には、特定調達品目に追加すべきか検討すること
- ・国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関においてのみで多くの調達があるようなものについては、その
  - ✓ 当該機関の調達方針において対象品目とすることを検討。なお、環境省は、各機関からの要請に応じて当該品目の選択に寄与する環境性能の考え方等を提供すること
- ・判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

#### (2) より高い環境性能に基づく基準の設定に関する考え方

特定調達品目については、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、判断の基準に設定される数値等について、より高い環境性能を示すものとして「基準値

1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定するものとされている。「基準値1」の設定に当たっての主要な考え方は以下のとおりであり、これを基本としつつ、特定調達品目ごとの特性を勘案し、柔軟かつ適切に設定するものとする。なお、2段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値1」から「基準値2」への移行について、市場への波及効果及び技術開発の進展等を考慮して、「基準値1」が常に市場を牽引できる基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げを図るよう検討するものとする。

また、物品から役務への転換は、調達総量の抑制、環境物品等の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展等が期待されることから、役務による調達を「基準値1」に位置づけることを含め、検討するものとする。

#### ① 現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

- ・他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準を準用すること
- ・重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準を強化すること（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む）。ただし、数値の強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要

#### ② 新たな評価軸の追加

- ・新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）を追加すること
- ・現行の配慮事項を判断の基準へ格上げすること

#### ③ 自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- ・適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言を行うこと
- ・基準への適合について第三者等が実施する認証制度等により確認されていること

#### ④ 他の環境施策との連携強化による相乗効果の発揮

- ・脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）、自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する施策等について、トレードオフに留意しつつ連携を行うこと
- ・物品等のカーボンフットプリントの算定・開示やカーボン・オフセットの認定等を行うこと

## 2. 公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有している。

特定調達品目の検討に当たっては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進す

ることにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施する。

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ② 普及の促進が見込まれるもの
- ③ 品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの
- ④ コストが適正と判断されるもの

なお、具体的な検討に当たっては、「グリーン購入法の公共工事の技術的評価基準」により行う。

### **3. その他の留意点**

上記1及び2に示されているもの以外に、法令上や運用上の点から、原則として、以下のような事項についても配慮を行いながら留意しつつ検討を行う必要がある。ただし、環境性能に優れた環境物品等であって、国等が率先してこれらの物品等を調達することが重要と判断される場合は、必ずしも以下の留意点によらず、必要に応じ、2段階の判断の基準の設定を行う等、その調達の推進を図るための検討を行うものとする。

また、検討に当たっては、国等にとどまらず、地方公共団体や民間等への波及効果等についても留意し、必要に応じ、その選択に寄与する環境性能の考え方等を提供するものとする。なお、学校などの教育機関や公共施設等の幅広く一般に利用される組織・施設においては、特に、環境価値がわかり易く理解されるように環境表示・コミュニケーションに係る検討を行った上で提供するものとする。

- ① 会計法やWTO協定に整合的であること
  - ・入札参加資格の要件を不必要に制限しないこと
  - ・多数の者が製造・販売を行っていること（競争性の確保）
  - ・WTOで未だ議論中であるような事項へ配慮（PPM等）
- ② 特定の特許等に限定するような基準の設定は行わないこと
- ③ 全国的な供給が見込まれるものであること
  - ・全国的な調達に対し、判断の基準を満たした物品等の供給が見込まれるものであること

国等の各機関においては、特定調達品目について、原則的に判断の基準を満たすもの（特定調達物品等）を購入することとして取り組まれているところ。調達が不可能な場合には調達実務において問題も発生することから、供給状況を踏まえた検討が必要。
- ④ 環境負荷低減効果について適切な比較対象があること
  - ・環境負荷低減効果があるということは相対的に比較の対象が必要である

- ・不適当な比較の例：「畳は藁でできているから環境に良い」「金属製の製品はリサイクルされるから環境に良い」など

#### **4. 素材等の評価について**

製品の素材は、求められる機能・性能を考慮して選択されていることがほとんどであり、一般に素材の異なる製品間の比較を行うことは適当ではない場合が多い。

同じ機能・性能を有すると判断され<sup>1</sup>、かつ、素材の異なる製品間の比較においては、LCAによる評価が有効であると考えられる場合が多い（LCAは環境影響項目間のトレードオフ関係を把握し、ライフサイクル全般を通じての環境影響改善効果をチェックする方法として有効である。）。ただし、LCAによる評価結果は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さやLCA実施の前提条件を十分に把握した上で利用することが必要となる<sup>2</sup>。

また、特定調達品目及びその判断の基準の検討においては、特定の製造事業者の特定の製品を評価するものではなく、原則として、対象となる製品群を総体として扱う必要があるため、その活用には注意が必要である。

なお、単に生産工程・製造工程の違いにより、產品の特性に関連しないものの比較を行うものも多いため、このようなものに対する基準の設定においては、WTOにおける議論の状況等も念頭に対応する必要がある。

---

<sup>1</sup> 「同じ機能・性能を有すると判断される」とは、調達者が機能・性能が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの（例：化石由来プラスチックとバイオマスプラスチック）。

一方、調達者が異なるものとして調達すると一般的に考えられるもの（例：樹脂製／陶器のポット。コンクリート、鉄骨、木材の素材比較）については、比較検討が不適切又は不可能である

<sup>2</sup> 現実的には収集できるインベントリデータには限界があり、必ずしも多くのものが容易に比較できるわけではないことに留意が必要